

付、不致對面罷歸候。

翌七日八ツ時過、支配當番遠藤平右衛門より、切紙にて被申越候は、

申談の儀有之候間、只今田安御屋形へ可罷出候。以上。 (留書無之、覺にて記之。)

右の通り申來、則返答申遣候は、

尊書拜見仕候。被仰談の儀有之候に付、只今田安御屋形へ可罷出の旨、奉長候。以上。 (但留書無之、覺にて記之。)

右の通り申遣、引續き罷出候處、平右衛門被申聞候は、今一應御守來被尋候儀有之候間、明朝五ツ時前可罷出候。御守來并に長左衛門も五ツ時に被揃候筈に候間、五ツ時前に可罷出候由被申候に付、長候段申候。又被申候は、去々年其方京都へ被遣候節の被仰渡は、書付有之候哉と被申候故、其節は御口上にて被仰渡書付は無之、然共覺之通り是様々々と大略申候へば、其趣今曉中相認置、明朝致持參御守來被尋候節、若御尋可有之哉と致用意置候由申候て、差出可申の由、何にても其節の書狀書付類相殘候物有之候は、尋出し致持參候様にと被申、承知仕候段申候。又内々にて被申聞候は、去々年上京の事、大書會の儀に付被遣候と申越にては無之様に相聞候と被申候に付、私最初より大書會に付被遣候事と相心得罷在候段申候て罷歸り、則明朝持參の口上書相認置、借其節の書狀書集の残り物尋候得共、最初より御書付にて出候物無之候故、只今尙以何も無之、只發足前日加納遠江守殿 御本丸より被遣候御手紙追書ともに

二通有之候。

翌八日朝六ツ時過、右口上書并に遠江守殿御手紙懷中仕、御殿へ罷出候處、追付小川長左衛門にも被罷出、支配部屋にて長左衛門平右衛門被居候所へ罷越候へば、平右衛門被申候は、昨夕申候心覺書付致持參候哉と被申候に付、成程持參仕候乍然口上書にて御座候と申、差出候へば、兩人見被申候。口上書にては、只心覺の様に可相認候段被申、尙又遠江守殿の御手紙など見被申候内、御守來出仕被致候。暫有之候て、奥御用談所へ罷出可申旨にて罷出候處、御守來兩人對座、支配兩人侍座、御守來御尋候は、其方去々年京都へ被遣候節、被仰渡は如何と御申に付、私申候は、其節御口上ばかりにて、御書付は無御座候故、久敷儀にて忘失仕候事も可有之候へ共、覺候分是様々々と申す。然らば大島近江守殿被申談候は如何と御申候に付、其儀は是様々々と申候。其趣書付候哉と御申候に付、夜前相認置候口上書差出候。

私儀去々年冬京都へ被遣候節の儀、其節の被仰渡、并に大島近江守殿御示談の趣等、皆々御口上にて、御書付無御座候故、右御用相勤候内はとくと相心得罷在候へ共、久敷儀、最早御尋の儀可有之とも不奉存候に付、只今にては忘失仕候儀も御座候。然共大略覺申候通り、如左御座候。

一、去々年八月二日、大島近江守殿より御用の儀有之候由申來、登 城仕候處、當年大書會被行候に付、右爲拜見、私儀上京被仰付候間、其心得に可罷在候旨御申聞候。右登 城仕候留

守の間、京都にて實父相果申候段、書狀到來仕り、夫より忌中に相成候に付、上京被仰付御沙汰一先相止候處、十月十八日頃、又々登城仕候様に申來、罷出候へば、近江守殿御申談には、服者の儀に候へば、大嘗會拜見は相成間敷候得共、此節上京仕候は、大嘗會の儀承合可相成候に付、彌上京被仰付候筈に相成候。且又京都寺社の内に少々宛の御用有之候。是又承合可罷歸の旨御申聞、其品は十八日頃より廿六日頃迄に追々被仰聞、尙又此外にも在京の序可承合義存候は、可申上候由に付、此方より申上候儀も少々御座候。同廿六日又々登城可仕の旨にて罷出候處、御表新部屋加納遠江守殿小笠原石見守殿御立會被仰渡候は、此度御用の儀に付、京都へ被遣候。御用の品は大島近江守殿より可被申談候。就夫遠路御用被仰付候は、人馬等被下候式も有之候へ共、大嘗會の節服者被差遣候事故、表向にては被仰付候儀は御遠慮にも思召候に付、人馬不被下候。依之金五拾兩拜領被仰付候由、亦々右御用の儀承合候に付ては、諸方への遺物も入用可有之候へば、別に金拾兩被下置候由、被仰渡難有奉畏候段、申罷在候。其跡にて近江守殿御申聞候には、寺社御用は相對にて難辨儀も可有之候に付、御側來より京都町奉行來へ御狀被差遣候。右書中には大嘗會の儀御申遣無之候。町奉行來の方にては大嘗會の聞合の儀は申聞敷候由御申奉承知罷歸候。翌廿七日近江守殿御本丸より御手紙被下、左近將監殿より土岐丹後守殿への御狀一封被遣、私儀今度京都へ被遣候段、被仰遣候間、京著次第丹後守殿

へ持參可仕旨被仰越、右の御狀京著早々丹後守殿へ持參仕用人中へ相渡罷歸候。重て參上仕候節、丹後守殿御逢被成、被仰候は、先日は左近殿よりの書狀致持參、御落手被成候。大嘗會の儀此方へ聞合候ては却て廻り遠く候に付、松平石見守殿桑山下野守殿兩人へ被仰達被置候間、勝手次第罷越可承の旨被仰、十二月廿二日發足の御届に罷越候處、又々御逢被成、大嘗會の儀聞合相濟候哉と御尋にて、則左近殿への御返答直に御渡被成罷歸候。右の通に御座候故、大嘗會聞合候儀に付、上京被仰付、其序に寺社の内少々宛の御用被仰付候儀と相心得罷在候。尤大嘗會御用の儀、御内々に被仰付候趣は不奉承知、只服者に罷在候故、大嘗會御用に付、御朱印人馬等被下候儀相止候儀と相心得罷在候。(控書有之)右書付差出候處、則讀聞せ候様に御申に付、一通り讀上候處、御守衆兩人も扱々能聞之申候由御申候。尙又右書付に略し候品、口上にて申上候は、午八月二日より忌中に相成罷在候内も、時御用の儀近江守殿より御談候。九月十三日には支配より差圖申來り、月代仕候て登城仕候儀も有之候。右忌中にも御座候歟、又は忌明候てにも候歟、近江守殿御申候は、服者に相成大嘗會拜見は不相成候哉。門人知人の内御家人にて存付の者有之候は、申上候様に御申候に見候様には不相成候哉。門人知人の内御家人にて存付の者有之候は、申上候様に御申候に付、寄合の内にて一人存付、申出候へば、左様に重き人にては不相成候。其方より座下に參候者歟、若くは同格の者、田安小十人などの内にて無之哉と御申候に付、其後御徒與力の内にて兩

人申出候へば、右兩人共近江守殿心にも合不申、兎や角いたし打過候内、何やらん御用の儀に付、近江守殿より書通仕候序、近江守殿御手紙の端に、

内々住吉内記事京都へ被遣候段被仰付、爲心得申遣候。以上、(留書無之、覺にて記之)

如是御申越候、是は私上京の沙汰相止可申と心得候て、私心得に御申越候事と存候。其後十月十八日頃に至り御城へ被召、大嘗會の儀拜見は不相成候共、開合候儀は可相成。思召候に付、彌、上京被仰付候旨御申候、是等の趣申候へば御守衆御申候は、左候は、近江守殿にも専大嘗會に付て京都へ被遣候事と被存候事と相聞候と御申候に付、私申候は成程左様に御座候、既に當四日にも近江守殿に御目に掛り、今度大嘗會の書板行仕候事御吟味の旨咄候へば、近江守殿御申候には、右の書の序は、御本丸へ差上候注釋とは別段の段を書顯し候、其方は入念候了管にて加候序に候へ共、蒙記^三得大禮之鴻命など有之候處、事重きの由御申候に付、私申候は左様に御座候へ共、去る子年の上京等は妻子引越私用を専らに仕、在京の内、御用相勤候計にて、急度御用にて上京仕候と申にては無之候、又去々年の上京は私用は一向無之、態々就御用被仰付候事故、何方へも憚候事も有之間敷候て書加候と申候へば、近江守殿又々御申候は勿論左様には候へ共、此文言故一體の書重く相成候と御申候、右の通り勿論左様に御申候へば、近江守殿には只今とても大嘗會に付被遣候儀と御心得御座候。尤、御上にも御實意は大嘗會に付被遣候御事にて可有御座乍恐奉存候、然共表向は大嘗會と不申立筈の、思召にて、其

段間違候儀は有之間敷歟と申候、又々御守衆御申候は、此書付の趣にては、左近將監殿よりも大嘗會御用と被仰遣候事と相聞候と御申候に付、私申候は、右御書中は不存事に候へ共、土岐丹後守殿御挨拶の趣にては左様に被存候、尤丹後守殿御違被成候以前、私方より大嘗會の儀開合のため罷登候と申儀を申出候、是は無御座候、萬一住吉内記事私より先へ上京仕罷在、内記へは大嘗會開合に罷登候段申聞候、右内記丹後守殿へも參上候へば、左様に申聞候て、夫故右の通りの御挨拶有之候事にも御座候歟と申候へば、御守衆御申候は、其程はいか様に有之候共、此方より構不申儀と御申候、扱建部民部少輔殿大嘗會便蒙序の所を御取出し候て御申候は、此序に蒙記^三得大禮之鴻命と書記候は、御側衆被仰渡候には大嘗會御用とは無之候へ共、御用の品は大島近江守殿可申談と被仰候、其近江守殿被申談候に大嘗會の儀を專に被申候故、是様に書記候て可有之と御申候に付、成程左様の段申候、又御申候は去歲仲冬傳馬到、洛と有之候傳馬とは何故書記候哉と御申候に付、私申候は、尤當時御朱印傳馬、賃錢傳馬など申す名目有之、則去々年私上京仕候も賃錢傳馬にて御座候、然共是様の儀文章と俗稱とは違申候、右序文に傳馬と書申候は、賃錢傳馬故に左様に書候にては無御座候、文章にて傳馬と申候は、たゞ馬をつくと申心得ばかりにて御座候と申候、扱支配中被申候は、加納遠江守殿よりの手紙も御目に懸候様にとの事故、私申候には、是には何の相變り候儀も無御座候へ共と申ながら、二通共に差出す。

御自分彌、明日可爲發足と存候。就夫京都へ被差遣候との儀を、松平左近將監殿より土岐丹後守殿へ被申越候書狀一通、御自分持參、京著次第丹後守殿へ可被差出候由御申候。依之右書狀一通差越候。以上。(此手紙今に有之)

追て申入候。御自分發足に付、賃錢傳馬の儀無滞出し候様にとの儀、御勘定奉行へ申通候。乍次爲心得申遣候。以上。(此書も今に有之)

右御守衆一覽にて御申候は、則此中に賃錢傳馬と有之候。此二通暫く御預り候由にて御留置、扱御守衆御申候は、右御用被仰付候節、大嘗會の外の御用は何々候哉と御申候。此儀可有御尋共不存、用意致さず候に付、申入候は、何も御書付無之候へば、只今耽と覺不申候處、大概覺候分書付候様に御申候に付、則御徒目付の部屋へ引退き覺候分書付候。

午の十月大嘗會の外被仰付候京都御用

一天正十二年以前、前寺社等の石高にて田地寄附有之候哉との御事。

但總寺社を承合候様にとの儀にては無之、一つ二つ有之候へば、宜敷御座候由に付、建仁寺の内にて三つ敷取出し書付上候へ共、御用に相立不申候由跡にて承る。

一、高野村寶幢寺に有之候、小野毛人金牌の形を仕差上候様にとの御事。

但金牌は□中に埋有之候に付、寶幢寺に相殘有之候、金牌の形を以て仕差上申候。

一、泉涌寺に有之候、宋尺の事

但承合候處、昔より當寺には無之由申候。

一本國寺に有之候、琴の事。

是亦承候處、曾て無御座候。

一、天子御裝束の砌の事。

是は少々才覺仕差上申候。

以上五箇條

同時在京の節、可承合儀存付候は、可申上由に付、大島近江守殿迄此方より申上候分、

一、定家卿繪記録の切。

但承及候處には無御座、加賀へ參有之候由に付、寫を以て寫仕差上申候。

一、相國寺に有之泉龜と申記録の事。

一、鷹峯山寺に有之候田地の事。

此類承及候迄に御座候故、大島近江守殿迄申上置候て、在京中心掛候へ共、何も御用立不申候。(留書無之、覺にて記之)

右之通り相認め支配迄相渡候處、支配より御守衆へ被差出候へば、又々奥御用談所へ參り候様に申來り、其節私平右衛門へ申候は、先刻御守衆迄差出候口上書の内、左近將監殿より丹後守殿への御狀の儀は、殊の外重き儀にて御座候。尤丹後守殿私へ御逢不被成以前に、用人迄今

度上京仕候は大嘗會開合の御用と、此方より申候儀會て覺不申候へ共最早久敷儀故萬一左様に申儀も有之、夫故丹後守殿右之通り御挨拶有之候事に御座候ては、書出候儀殊の外不調法に相成可申候へば、右の文言は除き可申哉と存候段申候處、平右衛門被申候は覺えざる事は不及是非候。先當分覺候分先程の通に候へば、其分可書出儀と被申候に付、其通りに任せ、御用談所へ罷越候處、民部少輔殿右大嘗會の外の御用之書付を御持候て、一通り書付の表を御尋候に付、委細口上にて相答候、無益の儀に候へば、其口上は此に略す。右民部少輔殿御聞濟候て、則兩御守衆御本丸へ御越候、私儀は御本丸より一左右有之候迄、御殿に相待可申の旨にて、御鎗の間に相待居候處、九時半分甲斐守殿より私儀歸し候様に申來候由、長左衛門被申聞候、明日重陽に罷出候儀、長左衛門へ承合候へば、いつもの通り御目見に罷出べく、旨被申退出仕候、罷歸候て京都にての御用箇條の覺書を取り出し見申候へば、先刻相認候内本國寺に有之琴の事は、大島近江守殿一分に被談候儀に相見え、御用の品は先刻書付の外に撰慶裝束抄好本借出し候様にとの儀有之候。夫にて都合五ヶ條にて候ひき、然共大概覺え候分書付候様にとの儀にて、殊に御尋にても無之、枝葉の儀に候へば、少々の間違有之候も不苦様子故、跡より不申出候。

同日七ツ時分大島近江守殿より、大嘗會便蒙一部紙に封候て爲持御越候、右に添候手紙は近江守殿家來より、栗本瑞見老弟子中迄の手紙にて候故、手紙をば返し、便蒙は留置申候。

翌九日朝六ツ時過より御殿へ罷出候、例年の通り御目見相濟候處、致歸宅候様に長左衛門被申罷歸候、同日八ツ時分近江守殿より手紙到來。

以手紙致啓達候、彌、御堅固御座候哉承度存候、然ば昨日書物爲持遣し、手紙相添候處、使之者不調法にて取違申候、右書物の儀、舊臘廿六日御差越候處、娘婚禮の當日にて取紛れ、家來共置所失念、其以後拙者も不存出、此節漸尋出候間、一覽も不致候故、右書之御挨拶不申事に候心事期面上候。以上。尙々不及御報候。以上。(此手紙今に有之。)

如此御申越候、然共舊臘右書物進候以後、此節迄も右書物の儀御存出無之と御申越候は、近江守殿御失念と存候、右書物進候以後、當春歟近江守殿へ罷越候て申候は、右書物一部御本丸へも差上可申候哉、但御本丸へ差上候筈の註釋も近々には出來仕候、其註釋の中には、右書物に有之候儀、悉く籠り候、如何可仕哉と申候へば、近江守殿御申候は、左候は、近日差上候註釋に漏候儀は、右書物には無之哉と御申候に付、即文言は悉く籠り申候、但註釋には繪圖は加へ不申候、然共右書物に有之候圖繪は、去春歸府の砌私方より大方差上、其上何方にも流布仕候へば、御珍敷思召候圖繪は無御座候由申候へば、左候は、差上候にも及間敷と御申候、其後もいつ時分か近江守殿家來豊田半藏方より、私家來迄手紙差越、舊冬藤之進取次候大嘗會の書物の代料は何程に候哉、近江守殿より御尋の由申越候に付、私より返事申遣候は、右書物は御取次申候にては無之、其節も申進候通り、舊臘手前にて入銀本爲綴候殘にて候故、料物と

申候ては紙代手間代計の儀、至つて纒の事にて難致勘定候間、其儘に被差置可被下と申遣候。其後時過候て近江守殿へ御目に懸り候節も、日外は書物代の儀、入念候て申越候趣、御承知の由御申候ひき、右の通りに候へ共、此御失念は其通りの儀、御一覽無之由御申越候へ共、差當り去四日近江守殿御宅へ罷越候節、便蒙の序文の中の事と御申候御挨拶、則昨日御守衆へ咄候て、私去々年の上京大嘗會御用と申立候儀、近江守殿にも相違とは御思無之候一證に致候。然る處此の御書面にては不及御報由御申越候へ共、難差置候へば、去五日の御報に御申越候儀も申開度、左の通り御報申遣候。

尊書拜見仕候、昨夕爲持被下候書物の儀に付、被爲御念入候御紙上承知仕候、就夫右書物御一覽も不被下候由、被仰下候、乍然去四日の御挨拶の趣にては、序は御覽被下候と奉存候、定て本文は御覽不被下候儀と奉存候。

一、此間尊報に被仰下候便蒙板行仕候節の御挨拶、支配へ書出候は相違と被仰下候、右書付は殊の外差急候て相認め、文言行足不申候、所詮貴公様へ申上候は、御本丸へ差上候註釋とは不同候段を申上候儀計にて御座候へ共、其譯は御承知、板行仕候儀を御届申候にては無之、尤御差圖も無御座候と計畫付候て、其跡の御挨拶は書候に不及儀、若又啓候程に候はゞ、御挨拶不殘書候筈の儀に御座候へ共、支配差圖にて如右御座候、仍て五日に罷出候節も其儀再三申候へ共、兎角支配合點不仕候、私覺申候は、貴公様被仰候は、是様の儀

頭支配へ相届候儀に候様に御聞及候、左様にては無之哉と被仰候に付、私申候は外々承合候處、頭支配へ届候儀無之由承候。然共尙又承合可申の旨申候へば、とくと聞合候様にと被仰候と覺申候。右の通に候へば、貴公様被仰候御詞の中、尙委細は貴面の節可申上候。一、小川長左衛門へ申達候は、序を加へ候節の儀故、板行相談の上にては候へ共、勿論板行出來よりは以前にて御座候、是又板行申付候以後と可相認由、殊に咄と認め候様にとの差圖故、不及是非候、只今加藤甲斐守殿方へ參候に付、走筆にて早々及貴報候、以上。 (留書無之、殊に甚急候て相認め候故、文句の續き駈と覺不申、大意を以て記之。)

右の通り御報未認畢候處へ、田安當番細田清左衛門方より切紙にて被申越候は、御自分儀御用有之候間、支度次第只今加藤甲斐守殿宅へ可罷越候、以上。

追啓只今支度次第、可被相越候、以上。 (此手紙今に有之。)

右の通り被申越候故
尊書拜見仕候、御用の儀有之候に付、只今支度次第加藤甲斐守殿御宅へ可罷越の旨奉畏候、支度次第參上可仕候。 (留書無之、覺にて記之。)

右の通り返事申遣、即罷出、甲斐守殿御宅へ罷越候處、支配小川長左衛門、御徒目付津田權八郎及御小人目付等先達て甲斐守殿方に相詰罷在候、私儀其心得無之、殊に清左衛門手紙御用とばかり被申越候に付、平服にて罷越候、依之近所にて麻上下借寄、致着用、暫有之候て座敷へ罷

通り候様に申出候に付罷出候へば、甲斐守殿御差向ひ、長左衛門も傍に被居、甲斐守殿御申渡候は、松平伊豆守殿被仰渡候、是様々と御申候に付、奉畏の旨申上、則被仰渡の書付受取申候申渡之覺

右衛門督殿小十人

羽倉藤之進

其方儀和學心掛け候に付、去々年大嘗會の節、京都へ被差遣、於京都傳聞の趣自分心覺に書記可申は格別に候、當時御規式にかゝり候儀を板行致させ、其上前以役人へも不相伺、旁不調法の至に候、依之閉門申付者也。

申九月

(右本紙有之)

右の通りに御座候。夫より使者の間迄罷出候處、長左衛門付添罷出、使者の間にて、昨日御守衆御預り候加納遠江守殿手紙二通、津田權八郎へ被相渡、權八郎殿より私へ返渡候。夫より權八郎殿同道、御小人目付兩人付添暮六ツ時前歸宅、早速門を閉め候上にて、權八郎露地口より罷歸候。

翌十日の夜六ツ時過、御徒目付所谷左太夫御小人目付兩人引連れ、御役付の提燈をとぼし、大門に懸り致案内候故、家來門内迄罷出相待候處、御用の儀に付、田安屋形より御徒目付罷向候。其段申通じ、門可開の由、則家來私へ申聞候に付、藤之進罷出直に御様子承り候上にて、門開き可申の旨申出候。袴着用門内迄罷出相尋候へば、御徒目付所谷左太夫にて候、御用の儀に候間

門可開の由に付、則閉門座敷へ通し、對面仕候處、支配中より被相渡候由にて、閉門の間の事を書付候一紙を爲讀聞候、則書寫置申候。

閉門

- 一、閉門通路有間敷事。
- 一、門の外より板打候事無用。
- 一、窓を釘締に致候に不及候事。
- 一、病氣の節醫師杯招候儀、夜中は不苦候事。
- 一、火事の節屋敷等あやうく候はゞ立退、其段支配方迄可申達、自火は不申及近所より火事出來候はゞ、屋敷内火消の儀不苦候。
- 一、御切米御扶持方は親類の受取手形にて被下候様、御勘定所添狀を以可被相渡候事。

(右書付寫有之)

右の内、火事の節と申迄の五箇條は、御本丸へ被相伺候儀、御切米御扶持の一箇條は御殿よりの差圖の由、此中窓には戸可有之候。若無之候はゞ、内よりふさぎ置可申の由、病氣の節醫師など招き候は、夜中地主などよりにても喚に遣し可申の由、且又御切米御扶持方の事、是には親類の受取手形と有之候得共、其方御當地に親類無之候に付、同席木村作左衛門手形にて受取可申旨、支配中被申候由、左太夫申聞候。私申候は、作左衛門受取にても、私方へは如何いたし

可相渡候哉と申候へば、其儀は此元地主迄可被差越候。地主とは内々相對いたし、夜中露地口よりにも受取候様にと申候。乃左太夫好に付一紙書付相渡候。

御書付候趣、委細承知仕候。尙又手前火の元等の儀別て入念相慎可申候。以上。

九月十日

羽倉藤之進

所谷左太夫殿

右の通り書付相渡候。且又小川長左衛門御目見遠慮仕候様に、今日若年寄衆より被仰渡候旨。左太夫物語致し候。是は便蒙板行之儀、口上にて申達候節、被聞置候故の儀と相聞候。扱左太夫罷歸候跡にて、寶永元年申七月六日の御書付の寫を見申候へば、

閉門

- 一、門を閉、通路有之間敷事。
- 一、門の外より板を打候儀無用に候。窓をも釘締に致候に不及候事。
- 但窓に掛戸可有之候。掛戸無之候は、内より窓ふさぎ可置候事。
- 一、不叶用事は夜中ひそかに可相達候事。
- 一、病氣の節は醫師招き候儀。夜中は不苦候事。
- 一、火事の節屋敷危き躰に候は、立退、其段支配方へ可申達候。自火は不及申、近所より出火出来候は、屋敷火防の儀は不苦候事。

如此に有之候。右先達て被仰出有之事に候へば、今更 御本丸へ被伺候との事、不審存候。且寶永の御書付の内、不叶用事は夜中ひそかに可相達事と申一箇條、今晚持參の書付には無之候。此一箇條だけ私の閉門に限り重きにては有之間敷。是は一箇條落候にて可有之様に存候。

今日私地主御持筒組同心市川源八郎方より、自分頭筒井清左衛門殿へ私閉門の儀相届候由。清左衛門殿より自分組與力駒込に罷在候分へ悉く被申渡。且源八郎儀は私閉門の間火用心のため、御番一向御免。尤遠方へ他出仕間敷の旨、被申渡候由。是より十四五日の間、私近隣鳴物等第々自分に差控。源八郎方には閉門中差控申候。

今日河村元東方より私妹養仙院様御次。辻方へ私閉門の儀被申通。辻より年寄女中迄遠慮伺。御用人中より若年寄月番板倉佐渡守殿へ被相伺。御目見遠慮被仰付候由。

十月十五日。辻御目見遠慮御免候旨。從 御本丸駒込御守衆へ申來候由。但佐渡守殿被仰渡候由。

十一月十三日同席木村作左衛門方より手紙來る。其文左の如し。

寒冷強御座候得共、御揃被成彌御堅固御入被成候哉。承度奉存候。然者貴様御事も、近々御免にて可有之候。其節は御支配衆宅迄御出候様申可參候間、長髪にて御支配衆へ御出可被成候。夫より御歸、月代被成候て、松平伊豆守殿へ御禮御出。御守衆御支配衆へ不殘御禮に御廻り被成候様申通置候様。遠藤平右衛門殿御申聞被成候に付、如此御座候。以上。

十一月十三日

(此手紙今に有之)

如右申來、承知之旨返答申遣候。

今日より市川源八郎御番出勤候。是も仲間病人多きに付、頭より被申付候由、又町内の諸同心へ、出火の節藤之進方火防候様被申渡候。十二月廿二日七ツ時支配當番遠藤平右衛門方より、切紙にて申越候は、

御自分儀御用の儀有之候間、長髪の儘麻上下著、小川長左衛門宅へ早々可被參候。以上。

十二月廿三日

右の如申來、承知仕候段申遣、即罷出、長左衛門宅へ罷越候處、長左衛門逢被申、閉門御免被仰出候間、被申聞候。御禮の儀、自分心覺に被書付候由にて、被相渡候。

羽倉藤之進

閉門御免に候。罷歸り致月額、日の内に候は、田安屋形へ御禮に可被罷越候。松平伊豆守并に御守兩所へ御禮に相廻り可申候。夜に入候は、明朝早々可罷越候。

十二月廿二日

(此書今に有之)

右被相渡、被申候は早々罷歸り、月代仕、いまだ日の内に候は、御殿へ可參旨、被申候に付、歸宅

致候處、最早日暮に相成、月代の儀久々にて致候故、存の外手間取、全く夜に入候に付、今晚は不罷出、地主市川源八郎へ御免の段爲知遣候。

〔参照〕

兼香公記(抄出)

七月九日戌申曇、晝已後細雨。冷泉前大納言此間の大嘗會の便蒙兩卿披見の處、早速丹後守へ可申遣哉の事、依被相尋、右府被答云、不及其儀、丹後守上京已後の儀と被申了、京都の儀は流布無之様に、町奉行へ今日則可申遣由被申了。

九月廿日戌子晴、兩傳入來、今日向丹後守。

申渡之覺 (横折半切二通)

羽倉藤之進

其方儀和學心懸け候に付、去々午年大嘗會の節、京都を被差遣候。於京都傳聞の趣、自分心覺に書記可申者格別に候。當時の御規式にかゝり候儀と板行致させ、其上前以役人をも不相伺、旁不調法の至に候。依之閉門申付者也。

申九 月

御大禮の儀を役人とも不相伺私として板行致させ候の段、不届に被
思召候。閉門可申付旨、被

仰出、因茲別紙の通書付、年寄共より右衛門督御守と相達申渡し候。藤之進儀近年右
衛門督殿を被抱、

公邊の儀不案内に付、御用捨右之通被仰付候。關東にての御仕置者右之通に候
得共、

御沙汰如何程に可有之哉、得御意候。

返答に云、大禮の儀板行を被留候上は、其大體閉門にも不可及の由示之、兩脚も其趣可然
の由被申、退去。

大嘗會便蒙御答願末畢

荷田在滿大人、字は持之、通稱大學、後東之進と改む。號を仁良齋といふ。生
父は高惟、(荷田信詮の第三子、春滿の弟、出で、多賀氏を嗣ぎ、京師に在りて
醫を業とし、道員といふ。晩年伏見稻荷に歸老す。)母は伴氏信子。享保年間伯
父春滿大人の養嗣となり、家學を承く。享保十三年九月廿四日春滿大人の命を
以て江戸に出づ。叔父信名手記に、願之筋有之、和學爲申立令發于關東、頼御
家人也とあれば、願の筋とは、かの國學校創造に關する事なるべし。大人江
戸に住してより、次いで田安侯宗武に仕へて記室となる。又屢幕府の諮問に
答ふる所あり。世に羽倉考といひて傳ふるもの、即その奉對案なり。元文三年
大嘗會を行はせ給ふに當り、大樹の内命により、上京之を記さしむ。偶々實父
の喪に遇ひ、親しく其儀を拜する能はざりしも、朝廷有司の間に質し、歸來其
儀を註して進る。即大嘗會儀式具釋九卷是なり。又門人の請に由り、之を抄約
して、別に大嘗會便蒙上下二卷を著し、上梓せしが、その雲上深秘の規式を濫
りに公にせしといふを以て咎を蒙る。事は大嘗會便蒙御答願末當時の事情を記
して甚詳なり。又幕命により貞觀儀式を校し之を進る。後田安侯和歌に關する

意見を徴せらるゝや、大人國歌八論を著して之に答ふ。然るに其論侯と諧はざるものあり、遂に病と稱し賀茂眞淵翁を薦めて己に代らしむ。大人の致仕せしは其年代記るせるもの無けれども、國歌八論の奥書寛保壬戌二年八月四日作れる由記され、又眞淵翁の年譜を案するに、翁が國歌八論臆説及再奉答を田安侯に進つりしは延享元年とあれば、寛保の終り延享の初の頃なるべし。(寛保二年より延享元年まで中一年を隔てたり) 尙之に就きて玉禪には、

扱在滿が彼の殿を退けることは、其説の君に合はざる故なりとは誰もいへど、實には彼の大嘗會便蒙を板に彫りて世に傳へたるに事起りて、殿の御心にも非ず退け給ひしかば、在滿深く忝けなみ奉りて、大人(眞淵翁)を吹舉せるなりと其殿人に聞きたり。然有るべく思はるゝ事ごもあれど、今は漏らしつ。ごあり。其後諸侯の聘問屢到れごも悉く辭して復仕へず。家居して國學を講ず。教を請ふもの千を以て數ふごいふ。大人長井氏艶子を娶り、三男二女を生む。長男御風及少女の外は皆夭折せり。寛延四年八月四日歿す。年四十六。淺草高原町金龍寺に葬る。著す所、本書の外に本朝度制略考、令三辨、國歌八論、

大嘗會便蒙、家記所繫考、古今集左注論、萬葉一辭、裝束彙考、羽倉考、白猿物語、長月物語、姓氏考の諸書あり

大人博學宏才、弱冠既に老大家の風あり、最も律令格式職官服制に精通し、春滿翁の博學といへごも、事によりては或は一步を譲るものありしごいふ。その大嘗會儀式具釋は記する所尤も詳密、明治大正の大嘗會を行はせらるゝや、本書に資らるゝ所のもの甚だ多かりしなるべし。詠歌文章は主とする所に非ず、世に傳ふるもの亦多からずごいへごも、しかも才氣の俊邁なるものあり。國歌八論の一書、尤も當時の歌學者間に喧傳せられたり。系譜、大人の生年月日を記さず。今寛延四年より逆算するに、その生年は寶永三年に當る。享保十三年江戸に出でられしは廿三才にして、元文大嘗會を注せられしは當に三十三才なり。其の三十八九才の時には既に田安家を致仕せられ、後數歳にして世を去らる。天壽の甚長からざりしはくちをしき事ごいふべし。

大正四年十一月十日

今上陛下大禮を擧げ給ふにあたり、畏くも 特旨を以て從四位を贈らせ給ふ。

天恩の優渥なる、大人の榮譽は云ふも更なり。家門の光榮亦大なりといふべし。茲に大正五年十一月十八日を以て、先輩知友の賛助を得て、贈位奉告祭を國學院大學講堂に行ふに當り、永く恩典を記念せんが爲に、此書を刊行することとせり。

後裔 羽倉信一識す

大正五年十一月十二日印刷
大正五年十一月十六日出版

(非賣品)

撰者 故羽倉在滿

東京市麻布區本村町三番地

相續者 羽倉信一

東京市本所區松井町三丁目十七番地

發行兼印刷者 安部篤良

東京市京橋區南小田原町一丁目河岸

印刷所 典文堂



不許
複製

終

